**政教分離**

担当　佐藤　大塚

**〈事前知識〉**

憲法20条

(1)信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

(2)何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない

(3)国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

憲法20条 信教の自由(人権)　信仰の自由・宗教的行為の自由・宗教的結社の自由

政教分離原則…信教の自由という人権を守るための制度(制度的保障)

政教分離原則の趣旨

　①国家と宗教は関わると他の宗教を迫害する危険性

　②かつて神社神道を国家が利用したことにより戦争に突入していた過去の歴史への反省

　　(→このため国教制度をとりながら宗教的寛容の制度によって信教の自由を確保するといった方式はとられなかった)

憲法89条

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

どの程度分離すべきか？

　国家と宗教の結びつきを完全に絶つ完全分離が理想ではあるが、現代の福祉国家の下で

は完全分離は困難。

→行為の目的及び効果に鑑み、そのかかわり合いが諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとする(相当分離説)

⇓

**目的効果基準**

　①目的→宗教的意義がある

　②効果→当該宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になる

　　①と②をともに満たす場合のみ過度な結びつきがあるとして違憲

**〈関連判例〉**

**津地鎮祭事件　最大判S52.7.13**

○事案の概要

　昭和40年1月14日、津市の主催する市体育館の起工式が宗教法人A神社の宮司ら4名の神職主宰のもと神式で挙行され、その際、津市長Yは挙式費用7663円を市の公金から支出した。

　これに対し、同市議会議員であったXは、この起工式は憲法20条3項によって禁止された「宗教的活動」にあたり、それへの公金支出は憲法89条に違反するとして地方自治法にもとづいて住民監査請求をしたが、認められなかった。そこで、その行政処分の取消を求めるとともに損害賠償を求める訴訟を提起。

　1審: 請求棄却　2審:「宗教的活動」に当たるとして違憲性を認めてXの請求認容

→Yが上告

○判旨

　破棄自判（Xの控訴棄却）

　「憲法は、政教分離規定を設けるにあたり、国家と宗教との完全な分離を理想とし、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を確保しようとしたもの、と解すべき」であり、「政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものである。」

　「宗教的活動とは……当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進または圧迫等になるような行為をいうものと解すべきである。」「ある行為が右にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するにあたっては……当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない」

　「本件起工式は、宗教とかかわり合いを持つものであることを否定しえないが、その目的は建築着工に際し土地の平安堅固、工事の無事安全を願い、社会の一般慣習に従った儀礼を行うという専ら世俗的なものと認められ、その効果は神道を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められないのであるから、憲法20条3項により禁止される宗教的活動にはあたらないと解するのが、相当である」

○ポイント

・「目的効果基準」を定式化。

・国家活動は宗教とのかかわり合いを一切もつべきでないとする完全分離を理想としつつ、政教分離原則の趣旨は、宗教とのかかわり合いをもたらす国の行為のうち、目的および効果の点で相当とされる限度を超えるものを認めない点にあるとする限定分離の考え方を示した。

　・目的→土地の平安堅固・工事の無事安全を祈願するため(×)

　・効果→神道を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められない(×)

**内閣総理大臣の靖国神社公式参拝（大阪高裁H4.7.30判決）**

○事実の概要

１９８５年８月１５日に、内閣総理大臣Y（中曽根康弘）が靖国神社に公式参拝したことに対し、靖国神社に合祀されている者の近親者６名が、Yを提訴した。その内容は、①公式参拝は憲法２０条１項、３項、同８９条に違反して、②その結果として、信教の自由、宗教的人格権、宗教的プライバシー権、平和的生存権を侵害され、③精神的苦痛を被ったので、国家賠償法１条１項、民法７０９条・７１０条により、国及びYに損害賠償・慰謝料を請求した。

第一審判決は、「本件公式参拝により具体的に信教を理由とする不利益な取扱いもしくは宗教上の強制を受けたものではないこと」、宗教的人格権等は権利保護の対象にならないことから、損害賠償の必要なしと判示した。原告控訴。

参考条文

国家賠償法１条１項

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

民法７０９条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する義務を負う。

民法７１０条

他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

○判旨

控訴棄却。

①靖国神社は宗教法人であること、②参拝行為は、外形的・客観的には神道的宗教活動であること、③衆議院法制局長等の政府機関が、安国懇報告まで公式参拝を違憲とする見解をとっていたこと、④総理大臣等の公式参拝に対して国民的合意が得られていないこと、・・・⑦将来も継続的に参拝が予定され、儀礼的・習俗的に行われたとはいえないこと、などから、Yの行った本件公式参拝は、憲法２０条３項・同８９条に違反する疑いがあるというべきである。

　しかしながら、本件公式参拝が憲法に違反するとしても、「法律上、保護された具体的な権利ないし法益の侵害を受けたことはないし、また、慰謝料をもって救済すべき損害を被ったこともなく……損害賠償を求めることはでき」ない。①政教分離の原則は、国家と宗教の分離を制度的に保障し、「信教の自由を間接的に保障」するもので「国民個人に対する具体的権利として保障したものではない」。②Yの公式参拝という政教分離原則に違反する行為が個人の具体的権利を侵害したとは認めがたい。③本件公式参拝により、不快感・焦燥感・憤りなどを抱いたとしても、かかる人格感情は一定の金銭的賠償を請求できる精神的苦痛といえない。④肉親である死者を敬愛追慕する宗教的人格権や他人から干渉を受けない宗教的プライバシー権の主張には具体的権利性がなく、損賠賠償を請求することはできない。⑤平和的生存権の主張も個人に法律上保護された具体的権利・利益ではないと解する。

○ポイント

・本件公式参拝は違憲の疑いがあるとしながらも、政教分離原則は制度的保障にすぎないことや、宗教的プライバシー権、平和的生存権に具体的権利性が認められないことなどから、損害賠償の請求はできないとした。

・2001年8月13日、小泉純一郎首相が公用車を使用し靖国神社に参拝した。これに対し、福岡地裁判決と大阪高裁判決は、首相の参拝を違憲と判断した。しかし、最高裁判所は参拝行為の違憲確認請求には確認の利益がないとして憲法判断を回避した。ただ、参拝を合憲とした判断は一切ないので、違憲判断が確定したことになる。

**箕面忠魂碑・慰霊祭事件　最判H.5.2.16**

○事案の概要

　大阪府箕面市の前身である箕面村は、旧帝国在郷軍人会の分会(A)が大正5年、公有地である箕面小学校の隣接地に忠魂碑を建立した際に、Aに対し当該土地を無期限で無償貸与し、慰霊祭開催時における周囲の空き地の使用を許諾した。その後同碑は日本遺族会(B₁)の支部である箕面市戦没者遺族会(B₂)と箕面地区戦没者遺族会(B₃)が管理することとなった。

　昭和50年、箕面市はB₂との合意に基づき、市が購入した本件土地に忠魂碑を移設・再建した。市は、本件土地の購入に7882万6824円、忠魂碑の移設・再建に704万2120円の費用をかけた。(第1行為)また昭和51･52年、本件忠魂碑の前でB₃が主催した神式･仏式の慰霊祭に、市長や一般職公務員である市教育長らも参列し、玉串奉奠や焼香を行った。(第2行為)

　箕面市の住民らは、本件忠魂碑は宗教施設、Bらは宗教団体であるから、憲法の政教分離違反であるとして訴訟を提起した。

1審:憲法20条3項違反、請求を一部認容　　2審:Xの請求棄却

○判旨

　上告棄却

　①忠魂碑は「神道等の特定の宗教とのかかわりは、少なくとも戦後においては希薄であり、本件忠魂碑を靖国神社又は護国神社の分身と見ることはできない。」②B₂は「宗教活動をすることを本来の目的とする団体ではない。」③第１行為は、右公有地に隣接する箕面小学校の校舎の建て替え等を行うために「右公有地を学校敷地に編入する必要が生じ、旧忠魂碑を他の場所に移設せざるを得なくなったこと」から、代替地として右敷地状に移設、再建したことが明らかである。

　①②③に鑑みると、第1行為の目的は「専ら世俗的なもの」であり、「その効果も、特定の宗教を助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるもの」ではない。したがって第１行為は、「宗教とのかかわり合いの程度が我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとは認められず」、20条3項に違反しない。

　20条1項後段・89条の宗教組織・団体とは、「特定の宗教の振興、礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体を指すものと解するのが相当である」。Bらは「戦没者遺族の相互扶助・福祉向上と英霊の顕彰を主たる目的として設立され活動している団体」であり、「宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体には該当」せず、20条1項後段・89条の宗教組織・団体に該当しない。第2行為は、その目的は「戦没者遺族に対する社会的儀礼を尽くすという、専ら世俗的なものであり、その効果も、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為とは認められない」。したがって第2行為は政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に違反しない。

○ポイント

・目的効果基準を利用

　　・目的→学校校舎の建替えや戦没者遺族に儀礼を尽くすという世俗的なもの→宗教的意義なし(×)

　　・効果→特定の宗教を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められない(×)

**愛媛県玉串料訴訟　最大判H 9.4.2**

○事案の概要

　愛媛県は、1981年から1986年にかけて靖国神社が挙行した例大祭に際し、玉串料として計4万5000円、みたま祭に際し献灯料として計3万1000円、慰霊大祭に際し供物料計9万円をそれぞれ県の公金から支出した。そこで愛媛県の住民であるXらが本件支出は憲法20条3項、89条等に照らして許されない違法な行為に当たるとして訴訟を提起した。

　1審: Xらの主張を認め違憲判断

　2審: 本件支出は社会的儀礼行為に当たるとして合憲判決

○判旨

　一部破棄自判

　「政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いを持つことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないものとするものであると解すべきである。」

　「憲法20条3項にいう宗教的活動とは、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いを持つすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが右にいう相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為を言うものと解すべきである。」「宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない。」

憲法89条が禁止している公金の支出についても「政教分離原則の意義に照らして、公金支出行為等における国家と宗教とのかかわり合いが前記の相当とされる限度を超えるものをいうものと解すべきであり、これに該当するかどうかを検討するに当たっては、前記と同様の基準によって判断しなければならない」

本件においては、「地方公共団体が特定の宗教団体に対してのみ本件のような形で特別のかかわり合いを持つことは、一般人に対して、県が特定の宗教団体を特別に支援しており、それらの宗教団体が他の宗教団体とは異なる特別のものであるとの印象を与え、特定の宗教への関心を呼び起こすものと言わざるを得ない」。また「県が特定の宗教団体の挙行する重要な宗教上の祭祀にかかわり合いを持ったということは明らかであ」り、県が玉串料等を靖国神社や護国神社に奉納したことは、「その目的が宗教的意義を持つことを免れず、その効果が特定の宗教に対する援助、助長、促進になると認めるべきである」。これによってもたらされる県と靖国神社等とのかかわり合いは「我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものであって、憲法20条3項の禁止する宗教的活動にあたると解するのが相当である。」また、靖国神社および護国神社は憲法89条にいう宗教上の組織または団体に当たることが明らかであるところ、本件玉串料を奉納したことによってもたらされる県と靖国神社との関係は「我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと解されるのであるから、本件支出は、同条の禁止する公金の支出に当たり、違法というべきである」。

○ポイント

・目的効果基準を利用

　　・目的→宗教的意義あり(○)

　　・効果→特定の宗教(ここでは神道)の援助、助長、促進になる(○)

・津地鎮祭事件との違い

　本判決は、判断枠組みについては目的効果基準を使用した津地鎮祭事件を踏襲している。

それにもかかわらず、津地鎮祭事件は合憲、愛媛県玉串料事件は違憲というように結論は異なるものであった。ここでの大きな違いは「社会的儀礼か否か」であろう。すなわち、地鎮祭は「時代の推移によって既にその宗教的意義か希薄化し、慣習化した社会的儀礼にすぎないものとなっている」が、本件における例大祭や玉串料などはそのように位置づけることはできず、宗教との密接な関係があることは明らかであろう。

**空知太神社事件　最大判H22.1.20**

○事案の概要

　北海道砂川市はその所有する土地を、空知太連合町内会が所有し集会場等として使用していた建物の敷地として無償で使用させていたが、当該建物の一角には神社の祠が設置され、建物の外壁には「神社」との表示が設けられていた。さらに当該土地上には鳥居及び地神宮の敷地としても、当該土地を町内会に無償で提供していた。本件神社は元々は道有地上にあったが、その土地に小学校を建設する計画が立てられたことから神社は住民Aの所有地に移設され、Aの固定資産税負担を解消するため敷地は砂川市に寄付された。その後周辺の土地を併せた敷地に町内会により本件建物が新築されて、神社の一部である祠は建物内の一角に移設され、鳥居が新設されたものである。原告である砂川市の住民は、市の本件無償提供行為は憲法の定める政教分離原則に違反する行為であり、敷地の使用貸借契約を解除し、本件各施設の撤去及び土地明け渡しの請求をしないことが違法に財産の管理を怠るものだとして違法確認請求を行った。

原審:本件利用提供行為は市が特定の宗教上の組織との間にのみ意識的に特別のかかわり合いを持つものであり、一般人に対し市が特定の宗教に特別の便宜を与えているとの印象をもたらすものであって、我が国の社会的、文化的諸条件に照らして相当とされる限度を超え、憲法20条3項に違反するとともに、憲法20条1項後段および89条の政教分離原則の精神に明らかに反するとした。

○判旨

　破棄差戻し

「憲法89条も、公の財産の利用提供等における宗教とのかかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものと認められる場合に、これを許さないとするものと解される。」

「国または地方公共団体が国公有地を無償で宗教的施設の敷地としての用に供する行為は、一般的には、当該宗教的施設を設置する宗教団体等に対する便宜の供与として、憲法89条との抵触が問題となる行為である」。「国公有地が無償で宗教的施設の敷地としての用に供されている状態が、……信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えて憲法89条に違反するか否かを判断するにあたっては、当該宗教的施設の性格、当該土地が無償で当該施設の敷地としての用に供されるに至った経緯、当該無償提供の態様、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すべきものと解されるのが相当である。」

「本件神社物件は、一体として神道の神社施設に当たるものと見るほかはな」く、「本件神社において行われている諸行事は……宗教的意義の希薄な、単なる世俗的行事にすぎないということはできない。」「本件利用提供行為は、市が、何らの対価を得ることなく本件各土地上に宗教的施設を設置させ、……宗教的活動を行うことを容易にさせているものといわざるを得ず、一般人の目から見て、市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないものである」。「以上のような事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すると、本件利用提供行為は、市と本件神社ないし神道とのかかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとして、憲法89条の禁止する宗教団体に対する特権の付与にも該当すると解するのが相当である。」

○ポイント

・目的効果基準が機能してきたのは、問題となる事案において「宗教性」と「世俗性」が同居しておりその優劣が微妙であった際に、そのどちらを重視するかの決定に際してである。本件における忠魂碑は世俗的意義を有するものではなく、一義的に宗教施設であり、そこで行われる行事もまた宗教的行事である。そのため本件は、目的効果基準の適用の可否以前の問題であるともいえる。一義的に特定の宗教のための施設であれば、地域におけるその存在感が希薄であるような場合でもそのような施設に対して行われる地方公共団体の土地利用提供行為が当然に89条違反といいうるかということが本件固有の問題である。(藤田裁判官補足意見)

・これまでとられてきた目的効果基準は用いられておらず、諸般の事情を総合的に判断したうえで政教分離原則に反するとして違憲とした。

　→本件土地の利用提供行為自体には何らの世俗的目的も認めることができず、特定の宗教を援助・助長する効果も明らかである

　→目的効果基準を適用しても当然違憲との結論が導かれる事案であり、なぜ同基準が用いられなかったか疑問が残る。

・本件では、一回限りの作為的行為でなく不作為的側面も有する継続的行為であることが問題となっているともいえる。本件判決と同日に、富平神社判決が出されたが、この事案では1回限りの作為的行為(市私有地上に神社施設が存在する状態を解消するため、無償で使用させていた私有地を町内会に譲与)に本件判決を同じ枠組みを当てはめて合憲とした。

**〈諸外国の状況〉**

イギリス（イングランド）

イギリス国教会が存在する。国教会は政府の資金で運営されている。

ドイツ

ドイツ基本法第七条第三項

「**宗教教育は、公立学校においては、宗教に関係のない学校をのぞいて、正規の教科目である。宗教教育は、国の監督権をさまたげることなく、宗教団体の教義にしたがって行われる**」と記されている。

通常、宗教教育は、カトリック教会およびプロテスタント教会の指導のもとでなされている。カトリックとプロテスタントの授業のほか、どちらも受けたくない生徒には「倫理」の授業も認めている。

フランス

厳格な政教分離。宗教教育も否定。フランスの政教分離はライシテと呼ばれる。

１９０５年に政教分離法が制定される。

アメリカ

世界で初めて国教を禁止した国（１７９１年成立の合衆国憲法修正第一条による）。ただし、「市民宗教」といわれるキリスト教的な伝統は肯定される。

トルコ

政教分離が憲法で定められている。トルコの国内法では、スカーフを被って大学に通うことは認められていない。

**〈ディベート論題〉**

・内閣総理大臣の靖国神社公式参拝は憲法に違反しないか。

参考資料

・憲法判例百選Ⅰ[第６版]　有斐閣　2013年

・樋口陽一　『憲法』第3版　創文社　2007年

・政教分離、再び<http://yojinn.cocolog-nifty.com/blog/2008/12/post-96e4.html>

・フランスとドイツの政教分離

<http://d.hatena.ne.jp/saisenreiha/touch/20060913/1158129307>

・トルコのEU加盟問題

<http://eu-info.jp/law/en6-separation.html>

・ライシテ　Wikipedia

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%82%B7%E3%83%86>

・アメリカの憲法　修正第一条～修正第四条

<http://www5f.biglobe.ne.jp/~mind/vision/es005/america_constitute010.html>